

事業仕様書

総括的事項

1. この仕様書は北秋田市造林事業に関する一般的仕様を示すもので、特別の指示が無い場合はこの仕様により事業を実施するものとする。
2. この仕様書及び設計図書に明示していない事項又は疑義を生じた事項は担当職員(監督員)と協議のうえ決定するものとする。
3. 受託者はあらかじめ担当職員(監督員)の指示を受け、作業実施の具体的方法について、検討、計画し、十分熟知のうえ労務管理、林地の保全、火災その他の事故防止に万全の措置を講ずるものとする。
4. 受託者は施業区域全般を巡回し、施業漏れが無いようにするものとする。また、崩落等により施業できない箇所(除地)を発見した際は、当該箇所を測量し、0.01haを超える場合は、測量成果図面を作成し監督員に提出することとする。

提出書類

1. 受託者は契約事項に基づいて、契約担当者又は担当職員(監督員)に関係書類を提出するものとする。
 - ①業務着手日までに提出する書類 ⇒ 業務着手届、業務工程表、業務内訳書、業務管理責任者選任届及び添付書類
 - ②業務完成後直ちに提出する書類 ⇒ 業務完成届、以下2～4の書類
2. 受託者は事業の実施状況を確認できるよう事業の実施区域について、別表のとおり写真を撮影し、下記の事項に基づき写真を整理し、事業の完成時に担当職員(監督員)に提出するものとする。また、GPSデータが記録されるよう写真撮影し、電子データ(DVD-Rへ保存)により担当職員(監督員)へ2部提出するものとする。
 - ①事業の着手前、②事業の完成後、③その他事業の実施状況が確認できる写真
3. 受託者は間伐材の搬出状況について、担当職員(監督員)に関係書類を提出するものとする。
 - ①材積集計表(山土場検尺資料)、②標準地管理票(伐採本数率及び伐採材積率)
4. 受託者は作業道開設について、実測を基に線形、側点、延長等その他必要な事項を記入した平面図及び出来高管理表を作成し、担当職員(監督員)に提出するものとする。

5. 受託者は作業従事者の社会保険等の加入状況について、担当職員(監督員)に関係書類を提出するものとする。また、作業従事者全員の雇用契約書(写)を提出するものとする。

実 施 方 法

【選木】

1. 間伐木の選定は、林分構成の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行うこと。
2. その他必要な事項については、担当職員(監督員)の指示を受けること。

【伐倒】

1. 伐倒位置は可能な限り地面に近くすること。
2. 作業にあたっては、残存木及び稚樹を損傷しないように十分に注意すること。
3. 地表面の細根の露出等、表土流出の微候がみられる林分では、間伐木の枝条を払い、幹をできるだけ斜面に対し横向きにして接地させること。
4. 伐倒木は沢地や道路周辺に放置しないように配慮し、造林木の支障にならないよう伐倒すること。
5. その他必要な事項については、担当職員(監督員)の指示を受けること。

【造材】

1. 造材技術の適否は生産材の商品価値を左右し利用に及ぼす影響が大きいので、伐倒木の大小形状等を勘案し、節、曲り、その他素材の品質に及ぼす欠点を十分精査して材の集約利用と製品価値を高めるようにすること。
2. 枝払い、枝の付け根から、幹の部分に接して平滑に削り落とすこと。
3. 造材によって発生した枝条末木については、1箇所を集積せず、早期に分解されるよう林地に散布すること。
4. その他必要な事項については、担当職員(監督員)の指示を受けること。

【集材】

1. 車輛系機械を使用することとし、トラック運搬可能な場所まで搬出し、材の種類毎に集積すること。集積場所については、あらかじめ担当職員（監督員）と協議すること。
2. 集積場所を民地とする必要が出てきた場合は、あらかじめ集積場所の地番を調べた上で、担当職員へ報告すること。
3. 作業上生じる支障木については、あらかじめ調査済みの選定木（標示木）のみ伐倒、造材し、搬出すること。
4. 作業にあたっては、できる限り材を損傷させないように努めるものとする。また、伐採木以外の残存木及び稚樹を損傷しないように十分に注意すること。
5. その他必要な事項については、担当職員（監督員）の指示を受けること。

【作業道路線計画等】

1. 路線計画は、以下の点を反映した路線計画図を作成し、提出する。
2. 路線選定に当たっては、地形・地質の安定している箇所を通過するように選定する。なお、やむを得ず破碎帯などを通過する必要がある場合は、通過する区間を極力短くするとともに、幅員、排水処理、切土及び簡易な工作物などを適切に計画する。
3. 線形は、地形に沿った屈曲線形、排水を考慮した波形勾配とする。
4. 造材、積み込みなどの作業や、待避、駐車のためのスペースなど、作業を安全かつ効率的に行うための空間を適切に配置する。
5. 丸太組工、石積工等の簡易な構造物以外の構造物が必要な箇所は迂回する。
6. 縦断勾配を緩やかな波状にし、こまめな分散排水を行うこととし、排水先は安定した尾根部や常水のある沢等として、路面に集まる水を安全、適切に処理する。
7. 排水は、カーブ上部の入口付近で行い、曲線部への雨水の流入は極力避けるものとする。
8. 森林作業道の作設に当たって、森林法、河川法等の関係法令に係る手続きが必要な場合は、適切に行うものとする。
9. その他必要な事項については、担当職員（監督員）の指示を受けること。

【作業道施工等】

1. 施工に当たっての考え方は、路体は堅固な土構造によることを基本とし、路体の締固めを適切に行い、構造物は地形・地質、土質等の条件からやむを得ない場合に限り設置するものとする。なお、原則として片切片盛とし、切土量・盛土量の均衡に努め、土運搬を最小限にとどめるとともに捨土を発生させないようにする。

2. 切土高は、切土のり面の安定や機械の旋回を考慮し1.5m程度以内とし、高い切土が連続しないよう注意する。局所的に切土高が高くなる場合には、切土のり面勾配は土砂の場合は6分、岩石の場合は3分を標準とする。なお、直切りする場合は、土質、近傍の現場の状況などをもとに判断する。
3. 盛土については、堅固な路体をつくるため地山に段切りを行った上で概ね30cm程度の層ごとに十分に締固めを行い、路体の強度を得る。なお、強度を有しない土質の場合は、盛土・地山を区分しないで、路体全体を30cm程度の層ごとに締固め、路体全体としての強度を得る。
4. 盛土のり面勾配は、盛土高や土質等にもよるが、概ね1割より緩い勾配とする。なお、盛土高が2mを超える場合は、1割2分程度の勾配とする。
5. 根株やはぎ取り表土を盛土のり面保護に利用する場合には、土質、根株の大きさや支持根の伸び、萌芽更新の容易性などを吟味して行うものとする。
6. 林業機械が安全に走行できるよう、内輪差や下り旋回時のふくらみを考慮して曲線部の拡幅を確保する。
7. 森林作業道は、土構造を基本とする。ただし、安全確保の観点や路体の保全に必要な箇所については、丸太組工、ふとんかご等の簡易構造物を施行する。
8. 排水施設は、路面の縦断勾配、当該区間の延長及び区間に係る集水区域の広がり等を考慮して、適切な間隔で設置する。
9. 丸太を利用した開きよやゴム板などを利用した横断排水施設を設置する場合は、走行車両の重量や足回りを考慮する。なお、横断排水施設の排水先には、路体の決壊を防止するため、岩や石で水たきを設置する等の処理を必要に応じ行う。
10. 小溪流を横断する場合の排水施設は、基本的に転石や丸太などを活用した洗越工で施工する。
11. 立木の伐開は、施業地の地形・地質、土質等を考慮し、幅員に応じた必要最小限の幅とする。また、路線沿いの立木は路肩部分の保護、車両の転落防止のため積極的に残すこととする。
12. その他必要な事項については、担当職員(監督員)の指示を受けること。